

資 料

目 次

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査(令和3年)の概要	1
第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表 給料表別の職員数等の状況	2
第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布	5
第4表 扶養手当の支給状況	23
第5表 管理職手当の支給状況	24
第6表 住居手当の支給状況	24
第7表 通勤手当の支給状況	25
第8表 再任用職員の給料表別、級別人員	26

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和3年)の概要	27
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	27
第10表 給与改定の状況	28
第11表 企業規模別、職種別給与額等	29
第12表 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給	34
第13表 初任給の改定状況	34
第14表 家族手当の支給状況	35
第15表 在宅勤務手当の支給状況	35
第16表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	36
第17表 定年制の状況	36
(参考) 職員と民間従業員の職務対応	37

生計費

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	38
---------------------	----

労働経済情勢

第19表 労働経済指標	39
-------------	----

人事院勧告等

給与勧告の骨子	40
公務員人事管理に関する報告の骨子	42
国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子	44

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査（令和3年）の概要

1 調査時期

令和3年4月1日現在

2 調査対象

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員

ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員、育児休業者及び無給休職者等を除外

3 調査事項

調査対象に該当した全職員の適用給料表、職務の級、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、職員数、学歴、性別、年齢、経験年数等の実態

第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数

区分	職員数	平均給与月額								平均年齢	平均経験年数	
		給料の月額	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	合計	対前年比	対前年増減 (△印は減)			
一般職員	人	円	円	円	円	円	円	円	%	円	歳	年
	10,121 (10,053)	330,629 (332,549)	7,598 (7,819)	41,199 (41,456)	7,304 (7,220)	5,872 (5,935)	392,602 (394,979)	99.4 (99.9)	△ 2,377 (△349)	41.9 (41.9)	19.8 (20.0)	
うち 行政職員	8,803 (8,767)	329,624 (331,462)	7,451 (7,662)	41,092 (41,339)	7,340 (7,227)	5,358 (5,376)	390,865 (393,066)	99.4 (100.0)	△ 2,201 (△95)	41.7 (41.8)	19.8 (20.0)	
	教育職員	20,659 (20,476)	348,390 (350,978)	7,087 (7,146)	43,349 (43,688)	8,025 (7,939)	11,958 (12,247)	418,809 (421,998)	99.2 (99.6)	△ 3,189 (△1,821)	39.6 (40.0)	16.8 (17.2)
警察官	15,429 (15,336)	325,080 (324,543)	13,475 (13,345)	40,768 (40,690)	5,455 (5,139)	1,297 (1,297)	386,075 (385,014)	100.3 (100.4)	1,061 (1,626)	37.9 (37.7)	17.3 (17.2)	
合計	46,209 (45,865)	336,717 (338,099)	9,332 (9,366)	42,017 (42,197)	7,009 (6,845)	7,065 (7,202)	402,140 (403,709)	99.6 (99.9)	△ 1,569 (△452)	39.5 (39.7)	17.6 (17.8)	

注 1 区分欄に掲げる各区分を、適用給料表によって分類すると次のとおりであり、再任用職員は含まれていません。
(以下第7表までについて同じです。)

- (1) 一般職員…行政職給料表(1)、学校行政職給料表、行政職給料表(2)、海事職給料表(1)、海事職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、学校栄養職給料表、福祉職給料表、第1号任期付研究員給料表、第2号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用職員
- (2) 行政職員…一般職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の適用職員
- (3) 教育職員…教育職給料表の適用職員
- (4) 警察官…公安職給料表の適用職員

2 給料の月額には、教職調整額を含みます。

3 その他とは、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当等です。

4 () 内は、前年(令和2年4月1日現在)の調査結果の値です。

第2表 給料表別の職員数等の状況

その1 給料表別職員数、学歴別・性別人員構成比、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数

区 分		職員数		学 歴 別 人 員 構 成 比					性 別 人 員 構 成 比		平均 給料月額	平均 年齢	平均 経験年数
		人	%	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女				
一 般 職 員	行政 職 員	行政職給料表(1)	7,941 (7,890)	17.2 (17.2)	74.5 (74.0)	7.7 (7.9)	17.4 (17.7)	0.5 (0.5)	61.8 (62.4)	38.2 (37.6)	332,186 (333,603)	41.8 (41.9)	19.9 (20.0)
		学校行政職 給料表	862 (877)	1.9 (1.9)	49.8 (49.5)	10.0 (10.5)	38.9 (38.7)	1.4 (1.4)	43.0 (43.0)	57.0 (57.0)	306,019 (312,197)	40.7 (41.2)	19.4 (20.3)
		小 計	8,803 (8,767)	19.1 (19.1)	72.1 (71.6)	7.9 (8.1)	19.5 (19.8)	0.6 (0.5)	60.0 (60.5)	40.0 (39.5)	329,624 (331,462)	41.7 (41.8)	19.8 (20.0)
	行政職給料表(2)	123 (127)	0.3 (0.3)	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	96.7 (96.9)	1.6 (1.6)	99.2 (99.2)	0.8 (0.8)	362,735 (360,641)	49.7 (49.1)	30.2 (29.6)	
	海事職給料表(1)	14 (14)	0.0 (0.0)	14.3 (14.3)	42.9 (42.9)	42.9 (42.9)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	398,386 (392,929)	47.8 (46.8)	26.4 (25.4)	
	海事職給料表(2)	23 (23)	0.0 (0.1)	- (-)	- (4.3)	95.7 (91.3)	4.3 (4.3)	100.0 (100.0)	- (-)	293,722 (293,187)	41.7 (42.5)	21.1 (22.1)	
	大学教育職 給料表	- (6)	- (0.0)	- (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (50.0)	- (50.0)	- (414,833)	- (53.3)	- (27.5)	
	研究職給料表	245 (243)	0.5 (0.5)	99.2 (98.4)	0.4 (0.8)	0.4 (0.8)	- (-)	73.5 (73.3)	26.5 (26.7)	368,767 (370,032)	43.2 (43.3)	19.8 (19.9)	
	医療職給料表(1)	42 (44)	0.1 (0.1)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	52.4 (52.3)	47.6 (47.7)	474,107 (471,705)	47.4 (46.7)	22.1 (21.8)	
	医療職給料表(2)	80 (80)	0.2 (0.2)	73.8 (72.5)	26.3 (27.5)	- (-)	- (-)	33.8 (35.0)	66.3 (65.0)	344,186 (346,215)	44.7 (45.1)	22.1 (22.5)	
	医療職給料表(3)	42 (40)	0.1 (0.1)	14.3 (15.0)	85.7 (85.0)	- (-)	- (-)	7.1 (5.0)	92.9 (95.0)	336,740 (334,488)	48.6 (48.3)	23.1 (22.7)	
	学校栄養職 給料表	76 (72)	0.2 (0.2)	61.8 (54.2)	38.2 (45.8)	- (-)	- (-)	3.9 (5.6)	96.1 (94.4)	241,457 (246,204)	32.7 (30.3)	10.1 (8.5)	
	福祉職給料表	666 (630)	1.4 (1.4)	94.6 (94.9)	4.2 (4.0)	1.1 (1.0)	0.2 (0.2)	53.0 (53.8)	47.0 (46.2)	320,479 (322,889)	41.6 (41.6)	18.4 (18.6)	
	特定任期付職員 給料表	7 (7)	0.0 (0.0)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	85.7 (85.7)	14.3 (14.3)	562,586 (537,300)	54.7 (55.3)	6.7 (17.5)	
	計	10,121 (10,053)	21.9 (21.9)	72.9 (72.4)	8.1 (8.3)	18.5 (18.8)	0.5 (0.5)	59.6 (60.2)	40.4 (39.8)	330,629 (332,549)	41.9 (41.9)	19.8 (20.0)	
教育職員	教育職給料表	20,659 (20,476)	44.7 (44.6)	94.9 (94.7)	4.1 (4.5)	0.9 (0.9)	- (-)	51.4 (51.8)	48.6 (48.2)	336,210 (338,743)	39.6 (40.0)	16.8 (17.2)	
警察官	公安職給料表	15,429 (15,336)	33.4 (33.4)	45.8 (45.3)	7.5 (7.4)	46.7 (47.4)	- (-)	90.5 (91.0)	9.5 (9.0)	325,080 (324,543)	37.9 (37.7)	17.3 (17.2)	
合 計	46,209 (45,865)	100.0 (100.0)	73.7 (73.3)	6.1 (6.3)	20.1 (20.4)	0.1 (0.1)	66.3 (66.8)	33.7 (33.2)	331,271 (332,637)	39.5 (39.7)	17.6 (17.8)		

注 1 ()内は、前年の調査結果の値です。

2 区分の小計欄及び計欄の構成比は、給料表ごとの構成比の合計又は当該区分の職員の全職員に占める割合としました。

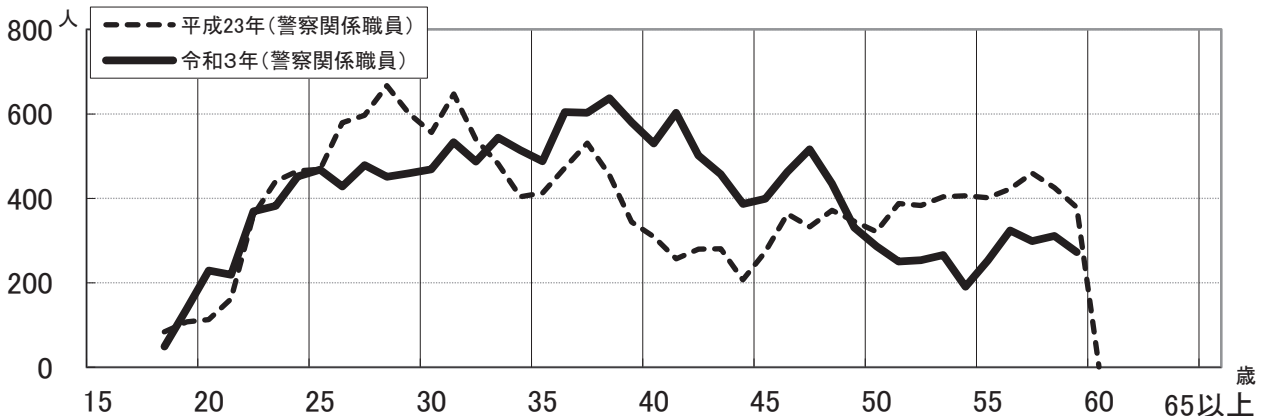
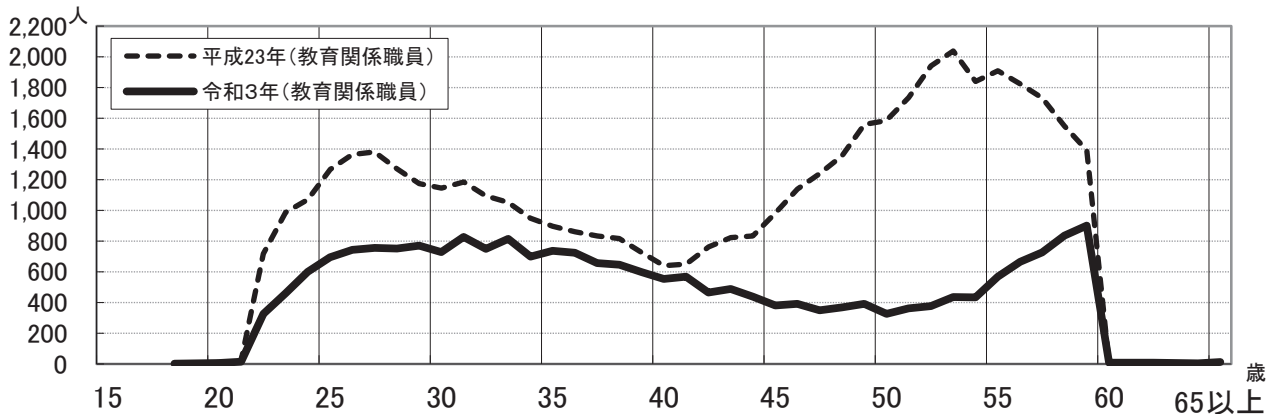
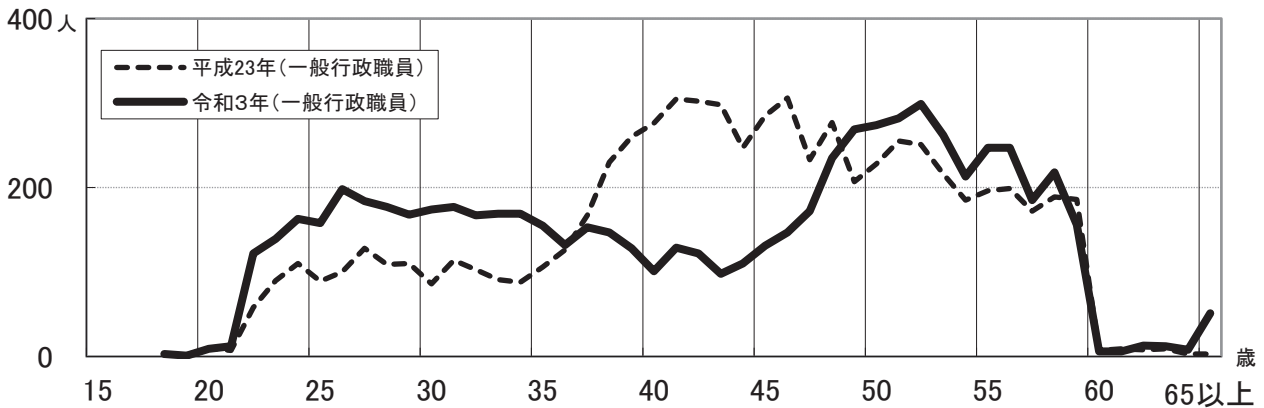
3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

4 教育職員の平均給料月額には、学校職員の給与等に関する条例別表第1の備考2の規定に基づく給料月額の加算を含みます。(第3表について同じです。)

5 教育職員の教職調整額を含む平均給料月額は、348,390円(350,978円)です。

その2 職員数の推移

区 分	令和3年4月(A)	平成23年4月(B)	増 減(A) - (B)	(A) / (B)
一 般 行 政 職 員	6,898	6,911	△ 13	99.8
教 育 関 係 職 員	22,396	46,497	△ 24,101	48.2
うち教育職給料表	20,659	43,224	△ 22,565	47.8
うち学校行政職給料表	862	1,895	△ 1,033	45.5
警 察 関 係 職 員	16,915	16,504	411	102.5
うち公安職給料表	15,429	15,005	424	102.8
合 計	46,209	69,912	△ 23,703	66.1



- 注 1 一般行政職員とは、知事部局、議会局、監査事務局、人事委員会事務局等に所属する事務職員、研究職員、医療職員等です。
 2 教育関係職員とは、教育局及び県立学校、市町村立学校等の教育機関に所属する教員、事務職員等です。
 3 警察関係職員とは、警察本部、警察署等に所属する警察官、事務職員等です。

第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布

行政職給料表（1）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

（単位：人）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1				2						1
2				1						
3				2						
4				1						
5				1						1
6										
7				1			1			
8										
9	8		1							1
10										1
11				1						
12	7			3						
13	1	1		1						
14				1					2	1
15		2		1	2				8	
16	15	8	3	4	1				7	
17	13	6	7	7	1				7	
18	2	6	3	10	3				5	1
19		5	1	12	1				3	
20	23	39	14	15					2	
21	2	54	19	15	5				1	
22	2	30	16	14	1				3	
23	1	22	17	18	6	1			2	
24	27	31	22	27	4					
25	5	42	30	27	7	1			3	
26	2	38	43	22	5	1				
27		23	23	35	4	1			1	
28	17	26	26	25	6	3				
29	143	22	40	30	12	1		1		
30	6	22	35	39	6	2			3	
31	4	15	32	34	12	4	2	2	1	
32	158	27	45	37	8	5	5	1	1	
33	23	37	34	32	15		12	1	3	
34	9	26	30	28	9	2	9	6	1	
35	16	25	24	24	16	3	12	22		
36	107	32	34	28	8	1	7	4		
37	50	23	23	30	7	2	21	2		
38	18	20	13	24	15	3	26	9		
39	13	20	18	33	13	3	32	5		
40	99	19	16	22	12	3	24	1		
41	67	17	16	22	9	7	26	6	1	
42	32	17	19	17	15	1	11	1		
43	16	12	22	26	8	6	18	5		
44	91	11	14	15	13	6	25	3		
45	55	6	15	10	15	7	17	10		
46	30	9	16	14	7	2	13			
47	14	4	14	11	6	6	26			
48	30	4	11	21	7	6	8			
49	18	8	11	12	10	9	20			
50	9	1	15	19	7	10	12			
51	13	3	6	13	12	5	7			
52	29	6	6	12	10	19	6			
53	22	2	7	19	3	18	16			
54	14	2	6	9	9	10	15			
55	8	1	6	13	7	16	17			
56	22	1	7	12	6	15	18			
57	14		4	11	12	25	12			
58	8		6	14	4	17	17			
59	2	1	4	13	5	12	16			
60	16	4	2	12	4	28	15			
61	8	1	8	12	5	18	11			
62	1	2	4	8	9	28	8			
63	13		3	9	6	29	15			
64	10	2		11	9	23	20			
65	10	1	8	4	5	23	119			
66	4		2	9	17	14				
67	3	3		6	12	17				
68	4	1	2	8	10	16				

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
69		4		2	9	16	18				
70			1	1	8	24	42				
71		1	3		7	20	19				
72		2	3	3	9	15	19				
73		6	1	4	15	18	17				
74		3		1	19	22	19				
75		2			19	12	15				
76		1	2		18	21	13				
77		3			15	17	18				
78			1	1	16	20	20				
79		1	1	2	16	19	28				
80		5		4	13	12	26				
81				1	12	23	19				
82		1	1	1	12	24	17				
83		3		2	18	23	25				
84		1		2	13	27	27				
85				2	24	25	13				
86		1		2	16	29	13				
87		3		2	27	21	21				
88		2		3	22	15	13				
89		2		3	9	22	9				
90			1	3	14	31	4				
91		1		1	18	17	9				
92		2		3	21	23	7				
93		31		1	19	26	43				
94					15	35					
95					13	35					
96				1	14	39					
97				2	26	30					
98				3	18	36					
99			1	6	15	32					
100				2	22	31					
101				1	24	183					
102					29						
103				1	27						
104				3	32						
105				4	219						
106				2							
107			1	3							
108				1							
109			1	1							
110				1							
111				2							
112											
113				24							
114											
115			1								
116											
117											
118											
119											
120			1								
121			1								
122											
123											
124											
125			12								
人員計(人)		1,409	772	904	1,811	1,364	903	639	79	54	6
(構成比(%))		(17.7)	(9.7)	(11.4)	(22.8)	(17.2)	(11.4)	(8.0)	(1.0)	(0.7)	(0.1)
平均給料月額 (円)		204,454	245,561	292,541	356,224	387,744	411,341	442,560	466,838	507,602	542,283
平均年齢(歳)		26.6	31.0	36.6	45.6	49.0	51.1	53.5	55.9	56.8	55.3
標準的な職		主事、技師等	高度の知識経験を必要とする主事、技師等	主任主事、主任技師等	主査等	副主幹、副技師等	グループリーダー等	本庁の課長等	本庁の部長等	局長等	理事等

注 1 「標準的な職」は代表的なものを掲げています。

2 人員計欄の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

3 1・2は、以下の給料表について、同じです。

学校行政職給料表 (県立学校並びに市町村立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73						4	1
2								74					2	2	5
3								75					5	3	1
4								76					2	1	2
5								77					5	2	1
6								78		3			1	2	4
7								79					1	3	2
8								80		2			2	7	1
9		2						81		1			1		2
10					1			82					3	1	8
11								83		1				3	2
12		1						84					2	3	3
13		2						85					1	3	5
14								86					1	3	3
15								87					1	2	2
16		5	3	1				88					4	2	3
17		1	4	1				89					3	7	
18			7	1				90		1			1	7	1
19		1	2	1				91					1	4	1
20		6	6					92		1			2		1
21		2	12	4	1			93		18			6	4	1
22		1	12	2				94					2	2	
23		2	2	6	2			95					2	9	
24		12	2	3	2			96					1	4	
25		4	7	3				97					1	1	
26			1	1				98					6	6	
27		2	3	4	1			99					2	8	
28		12	4	8	6			100					2	7	
29		18	2	4	1			101					3	41	
30		3	2	3	1			102					4		
31		2	6	5	3			103					1		
32		10	2	6	3			104					4		
33		7	1	4	3			105					11		
34		2	6	4				106							
35		2	2	5	1			107							
36		8	5	3	1			108							
37		6	1	6	1			109							
38		5	3	3	2			110							
39		1	3	5	2			111							
40		15	1	3	3			112							
41		8	3		3			113							
42		3	4	5	2			114							
43		4	3	2	1			115							
44		9	1		1			116							
45		6	1	2				117							
46		3	2		1			118							
47		1	2		1			119							
48		7	2	2				120							
49		2		2	3			121							
50		2	2	1				122							
51		1	1		1			123							
52		3	1	1			1	124							1
53			1					125							1
54		4			1										
55					1	1									
56							1								1
57			1		1		2								
58		1			3	1	1								
59		2		1		1									
60		2	1												
61		4	1		2										
62		3			1										
63		1													
64		1			1		3								
65					2		2								
66					1	1	2								
67					2		3								
68						3	2								
69					1	5	4								
70							15								
71					5	2	5								
72		1			2	4	5								
人員計(人)		227	125	102	153	159	96								
(構成比(%))		(26.3)	(14.5)	(11.8)	(17.7)	(18.4)	(11.1)								
平均給料月額(円)		203,501	241,471	281,508	363,486	397,680	415,118								
平均年齢(歳)		29.7	30.7	34.2	46.3	53.3	56.3								
標準的な職		主事、事務主事	高度の知識経験を必要とする主事、事務主事	主任主事、主任事務主事	主査、事務主査	副主幹、総括事務主査	事務長、事務主幹								

行政職給料表（２）（機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	号給	級	1	2	3	4	5
1					1		73						1
2							74						2
3							75						1
4							76						1
5					1		77						
6							78						2
7							79						
8							80						1
9					1		81						
10		1					82						
11							83						
12							84						3
13					1		85						1
14		1					86						1
15					1		87						4
16							88						3
17							89						4
18							90						5
19							91						2
20							92						6
21							93						4
22				1			94						4
23				2			95						4
24							96						1
25							97						3
26							98						3
27							99						3
28							100						3
29							101						6
30							102						2
31		1			1		103						2
32				1	1		104						1
33							105						1
34							106						
35							107						
36					1		108						1
37							109						1
38							110						1
39							111						1
40							112						2
41							113						1
42							114						
43							115						
44							116						
45							117						
46							118						
47							119						
48							120						
49							121						
50							122						1
51							123						
52							124						1
53							125						
54							126						
55							127						1
56							128						
57							129						
58							130						1
59							131						2
60							132						
61							133						1
62							134						1
63							135						1
64							136						1
65							137						
66							人員計(人)		1	3	4	7	108
67							(構成比(%))		(0.8)	(2.4)	(3.3)	(5.7)	(87.8)
68							平均給料月額		214,000	204,533	235,475	269,314	379,275
69							(円)						
70							平均年齢(歳)		32.0	27.7	31.0	35.7	52.1
71							標準的な職		技能職員	相当の技能又は経験を必要とする技能職員	相当高度の技能又は経験を必要とする技能職員	高度の技能又は経験を必要とする技能職員	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員
72		1											2

海事職給料表（１）（船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14		1					
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							1
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37				1			
38							
39							
40							
41							
42							
43				1			
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50					1		
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63					1		
64							
65							
66							
67						1	
68							
69							
70							
71							
72							

号給	級	1	2	3	4	5	6
73						1	
74							
75							
76					1		
77							
78							
79							
80					1		
81							
82							
83			1		1		
84							
85							
86					1		
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
人員計(人)		-	1	4	6	2	1
(構成比(%))		(-)	(7.1)	(28.6)	(42.9)	(14.3)	(7.1)
平均給料月額 (円)		-	254,400	352,075	423,833	452,100	467,500
平均年齢(歳)		-	25.0	41.0	51.2	57.5	58.0
標準的な職		大型・中型船舶の航海士等	相当高度の知識経験を必要とする大型・中型船舶の航海士等	大型船舶の1等航海士等、中型船舶の船長等	大型船舶の船長等	相当高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等	高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等

海事職給料表（２）（船舶に乗り組む職員で、行政職給料表(2)又は海事職給料表(1)の適用を受けない職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34			1			
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41				1		
42						
43						
44						
45						
46						
47			1			
48			1			
49			2			
50						
51	1					
52						
53						
54						
55			2			
56	1					
57			1			
58	1					
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66	1					
67						
68						
69						
70						
71				1		
72						

号給	級	1	2	3	4	5
73				1		
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80					1	
81						
82						
83						
84						
85						
86						1
87						1
88						
89						
90						
91					1	1
92						
93						
94						
95						
96						1
97						2
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
人員計(人)		4	8	3	2	6
(構成比(%))		(17.4)	(34.8)	(13.0)	(8.7)	(26.1)
平均給料月額(円)		234,700	260,675	310,067	334,800	355,267
平均年齢(歳)		28.5	39.5	41.0	50.0	50.8
標準的な職	船舶の乗組員	相当高度の技能又は経験を必要とする船舶の乗組員等	大型船舶の各次長、小型船舶の船長等	大型船舶の各長、高度の技能又は経験を必要とする中型船舶の各長等	相当高度の技能又は経験を必要とする大型船舶の各長等	

研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16				1			
17				1			
18				1			
19				2			
20				1			
21			2	3			
22				3			
23				4		1	
24				2			
25			1	4		1	
26			1	1			
27				2			
28			2	3			
29	2			1		1	
30			1	2			
31			2	2			
32			3	1		2	
33				1			
34			1	4		1	
35	1			1	2		
36	2		2	1		2	
37				1	2		
38			1	1		1	
39			1			1	
40	2			2		1	
41	2		2	1			
42	2						
43			1				
44	4		2	1		1	
45			1		1	2	
46			1	2	2		
47			1	3	4	2	
48	1		1		2		
49	3		1		1		
50			1		1	1	
51			1		2	2	
52	3			1			1
53			2	3			
54				1	1		
55			1	1	1	2	
56	1		1	1	3	1	
57					1	1	
58	1		1		1	1	
59				1	2	1	
60				1	3		
61	1			1		15	
62					1		
63	1				1		
64	2		1		2		
65					1		
66	1				2		
67	1				2		
68	1				2		
69	1						
70							
71							
72	1			1	2		

号給	級	1	2	3	4	5	6
73							
74				1	1		
75				1			
76					1		
77				1			
78				1	1		
79				1	2		
80					1		
81				1	4		
82							
83							
84							
85				1			
86							
87							
88				1			
89				14			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
人員計(人)		33	34	85	52	40	1
(構成比(%))		(13.5)	(13.9)	(34.7)	(21.2)	(16.3)	(0.4)
平均給料月額(円)		231,003	279,982	360,086	426,931	496,823	524,800
平均年齢(歳)		28.3	32.7	42.4	51.4	55.3	57.0
標準的な職	研究員	高度の知識経験を必要とする研究員	主任研究員	試験研究機関の課長等	規模の大きい試験研究機関の長等	特に規模の大きい試験研究機関の長	

医療職給料表（１）（保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

給号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8			1		
9					
10			1		
11					
12					
13					
14					
15					
16			1		
17					
18			1		
19					
20					
21		2			
22					
23					
24		3			
25					
26					
27					
28		2			
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41			1		
42					
43					
44					
45			1		
46					
47					
48			1	1	
49					
50					
51					
52			1		
53					
54					
55					
56			1	2	
57					
58					
59					
60			1		
61					
62				1	
63					
64					1
65				1	3
66					
67					
68					
69					
70					
71			1		
72			1		

給号	級	1	2	3	4
73					
74					
75				1	
76					
77					
78					
79					
80					
81				1	
82					
83					
84				3	
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91				2	
92					
93				7	
94					
95					
96					
97					
人員計(人)		7	12	19	4
(構成比(%))		(16.7)	(28.6)	(45.2)	(9.5)
平均給料月額 (円)		330,386	428,508	535,021	573,075
平均年齢(歳)		27.7	38.3	57.9	59.3
標準的な職	医師、 歯科医師		相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師、 歯科医師	保健福祉事務所の長等	職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い保健福祉事務所の長

医療職給料表（２）

（保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所、家畜保健衛生所に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、その他の医療技術者である職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73							2
2								74							1
3								75							
4								76							
5								77							1
6								78							
7								79							1
8								80							
9								81							
10								82							
11					1			83							1
12								84							
13								85				1			1
14								86							3
15								87							1
16								88							
17			1					89							1
18								90							
19								91							2
20			3					92							1
21								93							2
22								94							1
23								95							
24			1					96							3
25								97							8
26								98							
27					1			99							
28				1				100							
29			1			2		101							
30					1			102							1
31								103							1
32			1					104							
33			1			1		105							
34			1	1				106							
35								107							
36			2					108							
37								109							
38			1					110							
39			2					111							2
40						1		112							
41						1		113							
42								114							
43								115							
44			1					116							1
45			1					117							
46			1					118							
47								119							
48						1		120							
49			1					121							
50			1					122							
51			1			1		123							
52			1					124							1
53						1		125							
54								126							1
55								127							1
56						1		128							
57								129							
58						1		130							
59			1					131							
60			1					132							
61								133							
62								人員計(人)	-	23	3	42	7	5	
63								(構成比(%))	(-)	(28.8)	(3.8)	(52.5)	(8.8)	(6.3)	
64								平均給料月額(円)	-	246,800	310,800	378,360	408,271	435,420	
65						1		平均年齢(歳)	-	30.3	38.7	49.7	55.4	57.6	
66								標準的な職	栄養士、診療放射線技師等	薬剤師、獣医師等	相当困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	家畜保健衛生所の長等	
67															
68															
69															
70															
71															
72															

医療職給料表（3）（社会福祉施設、診療所等の医療施設に勤務する助産師、看護師及び准看護師である職員に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1								73							
2								74							
3								75							
4								76							
5								77			1				
6								78							
7								79							
8								80							
9								81							
10								82							
11								83				1			
12								84							
13			1					85							
14								86							
15			1					87							
16								88							
17								89							
18								90							
19								91							
20								92							
21			1					93			1				
22								94							
23								95							
24								96							
25			1					97							
26								98					1		
27								99							
28								100							
29								101					1		
30								102							
31					1			103							
32								104							
33			1					105							
34								106							
35			1					107							
36								108							
37				1				109							
38					1			110							
39								111							
40								112							
41								113							
42				1				114							
43			1	1				115							
44			1	2				116							
45			1		1			117							
46						1		118							
47								119							
48					1			120							
49								121							
50						1		122							
51								123							
52			1					124							
53								125							
54				1				126							
55								127							
56			1					128							
57				2				129							
58			1					130							
59					1			131							
60						1		132							
61				1				133							
62					1			134							
63								135							
64								136							
65								137							
66								138							
67								139							
68			1	1				140							
69								141							
70				2			1	142							
71							1	143							
72							1	144							

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
人員計(人)	-	-	15	13	10	4	-	
(構成比(%))	(-)	(-)	(35.7)	(31.0)	(23.8)	(9.5)	(-)	
平均給料月額 (円)	-	-	293,313	332,969	371,020	426,150	-	
平均年齢(歳)	-	-	45.2	49.3	49.9	56.0	-	
標準的な職	准看護師	助産師、 看護師	高度の知 識経験を 必要とする 助産師、 看護師	主任看護 師	看護係長 等	看護科長 等	看護業務 を行う出先 機関の部 長	

学校栄養職給料表 (県立学校並びに市町村(市町村の組合を含む。)立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	号給	級	1	2	3	4
1						73					
2			1			74					
3						75					
4						76					
5						77					
6			1			78					
7						79					
8						80					
9				1		81					
10			7			82					
11				1		83					
12				1		84					
13			2			85		7			
14				2		86					
15			1	1		87					
16			1	2	1	88					
17						89					
18						90					
19	1					91					
20			2		1	92					
21			3	1		93					
22						94					
23			2			95					
24			2	1		96					
25						97					
26			1		1	98					
27	1		4			99					
28			2			100					
29			1			101					
30			1	1		102					
31	1		1			103					
32				1		104					
33						105					1
34						106					
35	3		1			107					
36						108					
37				2		109					
38			1			110					
39			1			111					
40			1		1	112					
41						113					
42						114					
43	1					115					
44			2			116					
45						117					
46						118					
47	1					119					
48						120					
49						121					
50						122					
51	1					123					
52						124					
53						125					
54						126					
55						127					
56						128					
57						129					
58	1					130					
59						131					
60						132					
61						133					
62						人員計(人)	19	38	14	5	
63						(構成比(%))	(25.0)	(50.0)	(18.4)	(6.6)	
64	1					平均給料月額(円)	223,826	223,995	275,957	344,560	
65						平均年齢(歳)	39.5	27.4	34.1	42.6	
66						標準的な職	技師、 学校栄養技師	困難な業務を 行う技師、 学校栄養技師	主任技師、 学校栄養主任 技師	主査、 学校栄養主査	
67											
68											
69											
70	1										
71											
72											

福祉職給料表 (社会福祉施設、保健福祉事務所等に勤務する生活指導員、社会福祉主事、保育士等に適用)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10				1		
11			1			
12		3		1		
13		6	2			
14			1			
15			2			
16		13	1			
17		3	3			
18		5	2	1		
19		1	1	1		
20		4	1			
21		8	3			
22		3	2	1		
23		2	2	2		
24		2				
25	14	1	2			
26		7	1	3		
27	1	2	2	1		
28	12	3	1	1		
29	2	6	1			
30		2	2			
31		5	2	1		
32	20	3	1	1		
33	3	6		1		
34	1	2				1
35	1	2	4	1		3
36	2	4	1			2
37	3	1	1	1		1
38		2				1
39	2	3	3	1		1
40	3	4	1			2
41	4	2		7		
42	1	4	1			
43	2	2	2	1	1	
44	2	3	2	1		
45	1	2		2		
46	2	1	4	2	1	
47				2		
48	1	1		2		
49	2	1	2	4	2	1
50	1	1	1	1	1	
51	2	1				1
52	5			3		
53	3	2		2	1	
54	3	2		1		
55		1		2	3	
56	1			2		
57			1	2		
58				1		
59	1			4	1	
60	4			3	2	
61	1			3	1	
62	1	2		4	1	
63				3	2	
64	2		1	4	5	
65	3	4		5	1	
66	2	1		2	2	
67	1			5	4	
68	1			2	2	
69	2		1	2		
70				5	1	
71			2	3		
72	1		1	6		

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
73	1	1	1	2		
74				9	1	
75				6		
76	1			4		
77				5		
78				6		
79	1	1	1	2	1	
80		1		4	5	
81		2		4		
82	1			5		
83				5		
84		1	2	5		
85	1			5	1	
86				4	1	
87		1				
88		1	1	6		
89				3		
90				4		
91				2		
92		1		5		
93				6		
94				7		
95		1		8		
96				6		
97				6		
98				7		
99				9		
100				9		
101	1	2		6		
102				6		
103		1		1		
104		1		4		
105				3		
106				1		
107				4		
108						
109				4		
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117	1					
118	1					
119						
120						
121		1				
122						
123						
124						
125						
126	1					
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号給	1	2	3	4	5	6
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
人員計(人)	122	148	66	277	40	13
(構成比(%))	(18.3)	(22.2)	(9.9)	(41.6)	(6.0)	(2.0)
平均給料月額 (円)	218,398	261,659	304,270	382,634	409,135	433,231
平均年齢(歳)	28.5	32.9	38.8	50.4	53.5	55.0
標準的な職	生活指導員	相当困難な業務を行う生活指導員	困難な業務を行う生活指導員	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う生活指導員	社会福祉施設の課長	社会福祉施設の部長等

号給	人員計(人)
1	
2	
3	2
4	2
5	2
6	1
7	

注 平均給料月額及び平均年齢の調査結果は、第2表その1(2頁)にあります。

教育職給料表 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	号給	級	1	2	3	4	5
1							73			190	40	6	
2							74		3	170	39	7	
3							75		1	168	41	12	
4							76		2	171	40	16	
5							77		1	174	33	10	
6							78		2	145	48	7	
7							79		1	135	33	14	
8		2					80		1	138	40	10	
9							81			143	44	5	
10			1				82		1	135	33	11	
11			1				83			107	34	10	
12							84			145	34	18	
13							85			122	27	19	
14							86			118	26	16	
15							87		2	127	32	18	
16							88		1	101	29	14	
17			296				89			118	30	25	
18			1				90		2	127	29	24	
19			28				91		1	99	35	19	
20			298				92		1	106	25	23	
21			97			1	93			115	25	26	
22	1		42			1	94			100	28	13	
23			35			4	95		1	75	26	13	
24			384			3	96			86	19	27	
25			80			4	97		1	61	25	17	
26			57			2	98			76	23	19	
27			36			7	99		1	77	28	22	
28			425			9	100			65	19	13	
29			142			14	101			70	35	19	
30	1		77			12	102		1	91	27	13	
31			53			28	103			64	31	14	
32	1		386			22	104		1	52	24	21	
33	1		185			24	105			62	24	13	
34			105			25	106			50	22	24	
35	1		70			54	107			45	25	16	
36	1		320			45	108			45	37	11	
37			227	2		43	109			51	20	12	
38	1		96			28	110		1	41	30	16	
39	1		86	1		58	111			36	28	16	
40	1		269	3		30	112			34	40	19	
41	1		253	1		20	113		1	41	24	20	
42			141	6		19	114			36	25	14	
43			97	4		20	115			36	32	13	
44	3		221	10		17	116			32	39	13	
45			289	7		27	117			22	31	18	
46			158	8		20	118			31	34	15	
47			128	11		16	119			30	36	5	
48	2		193	14		15	120			29	34	8	
49			207	9		6	121			18	37	49	
50			185	21		7	122			34	46		
51	1		139	17		9	123			31	47		
52			196	15	1	9	124			17	42		
53	1		207	26		8	125			21	41		
54	1		203	32	2	7	126			32	44		
55	2		172	27		2	127			27	38		
56	3		169	21	1	1	128			26	59		
57			200	40		9	129			21	40		
58			164	20	2		130			27	37		
59	1		174	45	3		131			24	38		
60			164	34	4		132		1	19	23		
61	1		203	30			133			28	39		
62	2		206	36	1		134			35	15		
63	2		199	44	2		135			28	30		
64			161	38	3		136			15	28		
65	1		185	28	3		137			25	86		
66	1		189	43	9		138			31			
67			184	34	11		139			25			
68	1		204	40	6		140			21			
69	1		182	37	4		141			28			
70	2		181	36	4		142			22			
71			162	40	5		143		1	20			
72	2		176	54	6		144			23			

給 号	級	1	2	3	4	5
145			34			
146			27			
147			24			
148			22			
149			15			
150			33			
151			28			
152			25			
153			21			
154			31			
155			30			
156			28			
157			37			
158			32			
159			42			
160			40			
161			58			
162			52			
163			60			
164			68			
165		4	63			
166			70			
167			56			
168			67			
169			66			
170			51			
171			60			
172			66			
173			63			
174			55			
175			30			
176			32			
177			23			
178			14			
179			11			
180			6			
181			6			
182			3			
183			5			
184			4			
185			68			
人員計(人)		71	16,105	3,007	850	626
(構成比(%))		(0.3)	(78.0)	(14.6)	(4.1)	(3.0)
平均給料月額 (円)		268,544	313,843	404,814	436,885	453,073
平均年齢(歳)		39.9	36.3	49.5	53.2	56.8
標準的な職		実習助手等	教諭等	総括教諭	副校長、 教頭	校長

公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1									73		50	70	21	1	1	28	
2									74	3	33	86	23	4	2	12	
3									75		30	83	18	3	7	11	
4									76		32	75	27	3	11	12	
5									77		29	89	17	3	7	8	
6									78		29	96	25	3	15	2	
7									79	1	26	96	20	3	11	13	
8									80		29	68	27	2	15	2	
9	44			1					81		27	85	25	7	14	24	
10	18							1	82		20	76	25	6	8		
11	14								83		22	90	21	4	4		
12	84								84		26	78	30	2	12		
13	35								85		23	73	35	6	19		
14	25								86		13	75	32	5	16		
15	13								87	1	17	81	37	4	17		
16	119								88		16	72	30	4	25		
17	66								89		14	69	37	2	25		
18	22							1	90		16	71	39	3	18		
19	13						1		91	1	10	88	37	6	16		
20	159								92		7	53	38	5	15		
21	17		1						93		12	51	39	4	10		
22	29		2						94		9	52	43	5	16		
23	13								95	1	10	47	38	8	11		
24	110		1						96		10	49	36	3	12		
25	194		6						97		4	57	35	2	15		
26	73	2	2	1					98		6	34	37	2	12		
27	40		3						99		7	35	34	4	7		
28	230	13	6	1					100		6	44	38	3	8		
29	58	14	7						101		4	30	42	2	11		
30	71	10	7						102	2	2	24	47	2	12		
31	44	12	4						103		2	28	35	4	8		
32	239	36	9						104			23	28	2	4		
33	61	21	13	1					105		2	21	35	3	6		
34	56	20	9						106		1	21	26	4	7		
35	56	15	4						107		3	22	32	3	7		
36	202	41	17						108		3	13	33	4	13		
37	79	39	13						109		1	19	14	2	126		
38	62	27	17	1					110		1	16	30	6			
39	40	17	7						111	1	2	22	23	4			
40	131	50	15	1					112		1	25	21	7			
41	63	36	19	1	1				113		2	11	36	1			
42	59	32	27	2					114		1	15	29	3			
43	38	27	22						115		1	16	25	5			
44	141	71	22	1					116		2	21	34	4			
45	64	82	34	3	1				117		1	13	28	158			
46	46	68	21	4					118			15	34				
47	28	37	20		3				119		4	15	27				
48	96	93	22	1	1	1			120		1	16	34				
49	62	86	49	4	1	1			121		4	11	26				
50	37	52	37	5	3	1			122		5	16	35				
51	33	63	29	3	1				123		2	14	20				
52	45	90	35	4	4				124			24	42				
53	27	74	36	3	7			2	125		6	19	25				
54	27	72	51	3	4	2			126		3	17	35				
55	21	58	40	4	3	4		14	127		2	16	28				
56	17	52	37	1	3	4		3	128		5	17	31				
57	21	62	51	5	4	4		17	129			17	36				
58	7	68	55	7	3	3		8	130		3	19	37				
59	9	46	41	6	3	2		18	131		3	17	30				
60	7	70	35	2	5	2		9	132		1	28	33				
61	9	64	53	10	3	4		2	133		2	18	46				
62	5	52	59	16	4	1		2	134		5	15	44				
63	5	53	60	3	2	5		9	135		5	12	34				
64	9	51	62	6	1	3	1	3	136		2	14	37				
65	5	51	52	12	3	4	4	205	137		5	10	33				
66	4	40	67	10	3	8	7		138		2	13	30				
67	1	37	50	7	7	1	7		139		2	16	32				
68	2	42	59	15	3	4	8		140		2	12	29				
69	2	45	69	7	1	8	7		141		1	11	29				
70	2	37	72	8	7	2	6		142		2	14	32				
71	3	36	65	22	1	2	6		143		5	14	27				
72	3	36	68	17	5	8	8		144		3	16	27				

給号	1	2	3	4	5	6	7	8
145		1	13	29				
146		2	11	21				
147		1	17	24				
148			11	24				
149		1	11	27				
150		3	22	20				
151		4	11	20				
152		1	11	19				
153		1	12	18				
154		2	14	14				
155		1	8	19				
156		1	10	18				
157		6	15	14				
158			14	24				
159			10	27				
160			15	27				
161			11	19				
162			19	21				
163			11	29				
164			15	26				
165			18	33				
166			13	40				
167			11	34				
168			6	27				
169			12	194				
170			6					
171			9					
172			3					
173			26					
人員計(人)	3,325	2,761	4,636	3,221	408	617	167	294
(構成比(%))	(21.6)	(17.9)	(30.0)	(20.9)	(2.6)	(4.0)	(1.1)	(1.9)
平均給料月額 (円)	231,896	284,713	336,212	386,253	415,071	437,435	456,760	476,798
平均年齢(歳)	24.7	33.6	39.9	45.9	49.8	49.8	51.3	55.0
標準的な職	巡査	巡査長	巡査部長	係長、 警部補	警部、 専門官	警察本部 の課長補 佐等	警視、 調査官	警察本部 の課長、 警察署の 署長等

第4表

扶養手当の支給状況

その1 扶養親族数別の受給者数及び扶養手当の対象となる扶養親族数

扶養親族数	受給者数		扶養手当の対象となる扶養親族数			
	人	構成比	配偶者	子	父母等	合計
1人	6,427	33.7	2,357	3,827	243	6,427
2人	6,512	34.1	2,731	10,152	141	13,024
3人	4,725	24.7	3,765	10,333	77	14,175
4人	1,249	6.5	1,143	3,804	49	4,996
5人	154	0.8	143	617	10	770
6人以上	24	0.1	22	122	6	150
合計	19,091	100.0	10,161	28,855	526	39,542
昨年の状況	19,095		10,535	27,991	504	39,030

注 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいいます。

2 受給者数欄の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

その2 職員区別の平均扶養親族数及び平均扶養手当月額

区分	受給者数	受給割合	平均扶養親族数	平均手当月額	非受給者	合計	平均扶養	平均手当
							親族数	月額
一般職員	3,571	35.3	1.9	21,534	6,550	10,121	0.7	7,598
うち行政職員	3,059	34.7	1.9	21,442	5,744	8,803	0.7	7,451
教育職員	6,857	33.2	1.9	21,353	13,802	20,659	0.6	7,087
警察官	8,663	56.1	2.3	23,999	6,766	15,429	1.3	13,475
合計	19,091	41.3	2.1	22,588	27,118	46,209	0.9	9,332
昨年の状況	19,095	41.6	2.1	22,498	26,770	45,865	0.9	9,366

第5表

管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	受 給 者 計	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
支 給 対 象 と な る 職 (代 表 的 な も の)	本庁の理事・ 局長 特定の大規模 出先機関の長	本庁の室長・ 部長 大規模出先 機関の長	本庁の課長・ 担当課長 出先機関の長 ・校長	出先機関の 副所長	副校長・教頭	船 長		
受 給 者	人 34	人 150	人 1,040	人 131	人 850	人 3	人 2,208	円 85,633

第6表

住居手当の支給状況

区 分	一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計	
	人 員	平 均 手 当 月 額	う ち 行 政 職 員		人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額
人 員			平 均 手 当 月 額	人 員						
受 給 者	手 当 月 額 11,000 円 未 満 の 受 給 者	-	-	-	8	-	1	-	9	-
	手 当 月 額 11,000 円 以 上 28,500 円 未 満 の 受 給 者	519	27,677	435	1,523	27,720	716	27,819	2,758	27,631
	手 当 月 額 28,500 円 の 受 給 者	2,152		1,896	4,494	27,516	2,307		8,953	
	計	2,671		2,331	6,025		3,024		11,720	
	配 偶 者 等 が 居 住 す る 住 宅	-	-	-	-	-	-	3	14,200	3
非 受 給 者	7,450	-	6,472	-	14,634	-	12,402	-	34,486	-
合 計	10,121	7,304	8,803	7,340	20,659	8,025	15,429	5,455	46,209	7,009
昨 年 の 状 況	10,053	7,220	8,767	7,227	20,476	7,939	15,336	5,139	45,865	6,845

注 1 住居手当の受給者(配偶者等が居住する借家・借間を含まない。)の割合は、一般職員 26.4%(行政職員 26.5%)、教育職員29.2%、警察官 19.6%、合計で25.4%です。

2 住居手当の額は、家賃月額 16,000円を超える者を対象とし、最高支給限度額は 28,500円です。

3 配偶者等が居住する借家・借間に係る住居手当の額は、単身赴任手当を受給している職員が当該住宅に居住するものとした場合に支給される住居手当額の半額です。

第7表

通勤手当の支給状況

区 分		一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計	
		人 員		う ち 行 政 職 員		人 員		人 員		人 員	
				人 員	平 均 手 当 月 額						
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
受 給 者	交通機関等利用者	8,117	16,415	7,398	16,193	7,303	14,007	13,057	13,685	28,477	14,546
	交 通 用 具 使 用 者	1,191	9,214	703	7,141	11,509	5,277	801	8,379	13,501	5,808
	交 通 機 関 等 と 交 通 用 具 併 用 者	244	19,428	197	19,831	285	14,553	445	14,692	974	15,838
	計	9,552	15,594	8,298	15,512	19,097	8,754	14,303	13,419	42,952	11,829
非 受 給 者		569	-	505	-	1,562	-	1,126	-	3,257	-
合 計		10,121	14,718	8,803	14,623	20,659	8,092	15,429	12,440	46,209	10,995
昨 年 の 状 況		10,053	14,670	8,767	14,617	20,476	8,202	15,336	12,303	45,865	10,991

注 1 通勤手当の受給者の割合は、一般職員94.4%(行政職員94.3%)、教育職員92.4%、警察官92.7%、合計で93.0%です。

2 受給者の通勤方法別の割合は、交通機関等利用者66.3%、交通用具使用者31.4%、交通機関等と交通用具併用者2.3%です。

第8表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表(1)	302	1	1		205	24	61	6	1	3
学校行政職給料表	165				80	3	82			
行政職給料表(2)	10				3	7				
海事職給料表(2)	2					2				
研究職給料表	10			8		2				
医療職給料表(2)	8				8					
医療職給料表(3)	2					1	1			
学校栄養職給料表	1			1						
福祉職給料表	31				28	3				
教育職給料表	1,718	2	1,502	149	20	45				
公安職給料表	110			32	48	26	3		1	
合計	2,359									

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2
		人	人
行政職給料表(1)	107		107
学校行政職給料表	23	1	22
医療職給料表(3)	1		1
福祉職給料表	3		3
教育職給料表	568		568
合計	702		

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和3年)の概要

1 調査の内容等

(1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等

イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

ウ 本年4月分の初任給の状況

エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

(2) 調査期間

4月26日(月)～6月22日(火)

2 調査機関

神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等

3 調査範囲等

(1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,051事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外しました。

イ 調査対象職種 54職種(うち初任給関係12職種)

(2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって46グループ(うち横浜市15、川崎市10、相模原市7、その他県内地域14)にグループ化し、その中から無作為に抽出した689事業所(うち横浜市295事業所、川崎市110事業所、相模原市80事業所、その他県内地域204事業所)の調査を行いました。

調査が完了した事業所は、第9表のとおりです。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。

(3) 調査実人員

34,478人(うち初任給関係職種1,903人)です。

(4) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元しました。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業		企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		規模計	事業所 537	事業所 118	事業所 82	事業所 83	事業所 194	事業所 60
産	業	計						
建	設	業	36	10	4	6	9	7
製	造	業	211	33	33	31	89	25
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業			127	26	19	22	43	17
卸売業、小売業			44	9	8	12	13	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業			26	13	7	0	6	0
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業			93	27	11	12	34	9

注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が13所、調査不能の事業所が139所ありました。

2 調査対象事業所689所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所13所を除いた676所に占める調査完了事業所537所の割合(調査完了率)は、79.4%です。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

第10表

給与改定の状況

その1 ベース改定の状況

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	24.5 %	19.5 %	0.2 %	55.8 %
課 長 級	15.4	17.1	0.2	67.3

注 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	89.2 %	87.0 %	15.2 %	9.0 %	62.7 %	2.2 %	10.8 %
課 長 級	73.2	69.5	11.8	7.0	50.7	3.7	26.8

注 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しません。

第11表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	51	53.6	800,541	1,213	799,328	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	15	54.3	838,105	125	837,980	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,179	53.0	706,862	1,225	705,637	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	1,094	52.6	725,550	951	724,599	同上
事務部次長	321	51.1	601,042	3,245	597,797	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	293	49.9	601,103	2,391	598,712	同上
事務課長	2,603	49.8	594,845	18,533	576,312	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技術課長	2,691	49.4	597,937	5,259	592,678	同上
事務課長代理	647	47.1	530,040	37,046	492,994	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	568	47.1	536,375	57,660	478,715	同上
事務係長	1,974	46.7	485,568	54,115	431,453	係の長及び係長級専門職
技術係長	2,234	47.2	490,451	46,182	444,269	同上
事務主任	1,549	44.3	435,651	53,802	381,849	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	1,782	44.1	484,595	95,840	388,755	同上
事務係員	6,872	38.6	361,793	45,057	316,736	
技術係員	7,429	37.6	383,155	61,517	321,638	

注1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があり、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第11表の各表において同じです。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

3 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

4 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

2 企業規模500人以上

職種名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	45	53.6	826,627	1,349	825,278	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	11	54.5	876,139	146	875,993	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	844	53.0	736,568	395	736,173	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	876	52.7	747,395	765	746,630	同上
事務部次長	195	51.6	628,570	3,065	625,505	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	213	49.9	612,799	838	611,961	同上
事務課長	1,861	50.1	616,316	21,722	594,594	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	1,925	49.6	616,335	3,725	612,610	同上
事務課長代理	487	47.0	549,301	37,655	511,646	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	434	47.4	547,995	58,403	489,592	同上
事務係長	1,414	47.1	495,768	53,843	441,925	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,720	47.6	496,467	43,861	452,606	同上
事務主任	1,020	45.1	454,680	57,150	397,530	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	1,097	44.7	511,119	108,647	402,472	同上
事務係員	4,699	38.6	370,093	47,546	322,547	
技術係員	4,561	37.7	391,722	63,880	327,842	

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	5	54.3	548,559	0	548,559	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	4	53.5	614,349	0	614,349	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	299	52.9	635,252	1,712	633,540	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	182	52.4	625,360	2,037	623,323	同上
事務部次長	114	50.7	562,550	3,830	558,720	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	69	50.1	555,174	11,534	543,640	同上
事務課長	645	48.9	518,804	6,813	511,991	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	653	48.2	525,604	12,455	513,149	同上
事務課長代理	145	47.3	445,240	38,784	406,456	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	115	45.1	443,375	46,457	396,918	同上
事務係長	497	45.1	451,398	59,893	391,505	係の長及び係長級専門職
技術係長	435	45.1	454,187	60,315	393,872	同上
事務主任	453	42.4	383,570	43,547	340,023	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	542	41.8	414,435	64,872	349,563	同上
事務係員	1,867	38.2	338,809	38,671	300,138	
技術係員	2,426	37.4	366,539	57,693	308,846	

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	36	53.6	578,203	16,799	561,404	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	36	51.9	528,718	1,398	527,320	同上
事務部次長	12	47.1	520,360	95	520,265	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	11	49.1	468,417	1,234	467,183	同上
事務課長	97	47.8	466,652	2,288	464,364	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	113	49.0	456,931	8,926	448,005	同上
事務課長代理	15	49.5	450,289	526	449,763	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	19	46.0	497,992	86,291	411,701	同上
事務係長	63	44.6	406,567	21,717	384,850	係の長及び係長級専門職
技術係長	79	44.2	442,653	63,827	378,826	同上
事務主任	76	41.1	364,815	47,189	317,626	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	143	44.5	401,636	43,707	357,929	同上
事務係員	306	38.8	301,466	23,653	277,813	
技術係員	442	36.9	328,480	40,441	288,039	

注「x」は、調査実人員が1人の場合です。

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運航士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	20	61.8	793,137	2,489	790,648	
	大学教授	143	58.7	714,645	274	714,371	
	大学准教授	115	50.1	596,716	2,380	594,336	
	大学講師	73	47.0	553,849	4,945	548,904	
	大学助教	87	39.6	484,414	14,292	470,122	
職 種	高等学校校長	2	64.1	768,262	54,209	714,053	
	高等学校教頭	5	57.8	700,964	56,383	644,581	
	高等学校教諭	79	42.4	541,032	110,666	430,366	
研 究 関 係 職 種	研究所長	3	56.6	756,716	0	756,716	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	129	52.1	665,661	647	665,014	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	97	51.6	528,672	27,137	501,535	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	158	44.9	547,298	19,556	527,742	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	328	36.5	381,638	37,672	343,966	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電話交換手	-	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	5	53.7	288,132	15,999	272,133	
	守衛	5	50.8	301,221	26,381	274,840	
	用務員	x	x	x	x	x	

注 「x」は、調査実人員が1人の場合です。

第12表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満		
		調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	
事 務 ・ 技 術	新卒事務員	大学卒	人 697	円 209,773	人 531	円 210,401	人 154	円 208,276	人 12	円 207,120
		短大卒	35	191,753	22	192,384	13	190,595	-	-
		高校卒	89	168,430	60	168,829	27	168,057	2	160,000
技 術	新卒技術者	大学卒	429	211,225	229	215,328	182	208,037	18	207,867
		短大卒	82	191,487	52	193,886	25	187,179	5	196,837
		高校卒	132	177,136	72	177,303	38	174,386	22	181,209
関 係	新卒事務員・ 技術者計	大学卒	1,126	210,354	760	211,826	336	208,140	30	207,552
		短大卒	117	191,563	74	193,400	38	188,089	5	196,837
		高校卒	221	173,547	132	173,226	65	171,958	24	179,326
その他	新卒研究員	大学卒	5	209,745	x	x	4	210,000	-	-

注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。

2 短大卒には高専卒も含まれます。

3 「x」は、調査実人員が1人の場合です。

4 令和3年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12%を含む。）は、大学卒211,456円、短大卒189,168円、高校卒173,600円となっています。

第13表

初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据 置 ぎ	減 額	
大 学 卒	規 模 計		%	%	%	%	%
			47.5	(30.0)	(70.0)	-	52.5
		500人以上	62.9	(38.5)	(61.5)	-	37.1
		100人以上500人未満	51.0	(26.7)	(73.3)	-	49.0
高 校 卒	規 模 計		30.1	(28.2)	(71.8)	-	69.9
			20.1	(40.4)	(57.5)	(2.0)	79.9
		500人以上	26.7	(54.5)	(45.5)	-	73.3
		100人以上500人未満	18.3	(26.7)	(73.3)	-	81.7
		19.2	(51.9)	(40.5)	(7.7)	80.8	

注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合があります。

第14表

家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		78.7%
	配偶者に家族手当を支給する	(66.2%)
家族手当制度がない		21.3%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	14,185円
	配偶者と子1人	20,719円
	配偶者と子2人	26,743円

注 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合です。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

第15表

在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
60.1 %	(26.4) %	(73.6) %	39.9 %

注 ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合です。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
14.2 %	85.8 %

注 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合です。

第16表

冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計		%	%	%	%	%	%
		51.4	48.6	44.2	55.8	43.7	56.3
	500人以上	45.5	54.5	34.6	65.4	33.9	66.1
	100人以上500人未満	57.6	42.4	53.0	47.0	52.7	47.3
	50人以上100人未満	57.1	42.9	55.6	44.4	55.2	44.8

第17表

定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.0	82.6	16.4	1.0

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

(参 考)

職員と民間従業員の職務対応

職員の職務の級	民間従業員の職務		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
理事等 (10級) 局長等 (9級)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)		
本庁の部長等 (8級) 本庁の課長等 (7級)	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)	
グループリーダー等 (6級) 副主幹、副技幹等 (5級)	課長代理	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)
主査等 (4級)	係長	課長代理	課長
主任主事、主任技師等 (3級)	主任	係長	課長代理
高度の知識経験を必要とする主事、技師等 (2級)	上級係員	主任	係長
主事、技師等 (1級)	係員	上級係員、係員	主任

生 計 費

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和3年4月)

費目	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
		円	円	円	円	円
食	料 費	32,500	52,090	60,840	69,590	78,340
住	居 関 係 費	41,620	50,680	43,640	36,600	29,570
被	服 ・ 履 物 費	5,200	5,840	7,320	8,800	10,270
雑	費 I	28,840	62,270	77,180	92,100	107,030
雑	費 II	7,900	23,280	22,760	22,250	21,730
	計	116,060	194,160	211,740	229,340	246,940

注 1 標準生計費については、次により算定しました。

1人世帯については、1人世帯の費目別標準生計費(令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、消費動向の変動分を反映した値)に、費目別平均支出金額に対する本県の支出金額割合を乗じて求めました。

2人～5人世帯については、横浜市・川崎市・相模原市の「家計調査」における令和3年4月分の費目別平均支出金額(4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの。2人以上の世帯のうち勤労者世帯(農林漁家世帯を含む。))の結果表の数値をもとに算出。)に、費目別、世帯人員別の生計費換算乗数を乗じて求めました。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定していますが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査等の大分類項目に対応しています。

食 料 費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 I……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

労働経済情勢

第19表

労働経済指標

項目 年度・年月	きまって支給する給与				総実労働時間数		労働力関係			消費支出 (勤労者世帯)		物 価			
	神奈川県				神奈川県		神奈川県		全 国	横浜市		消費者物価指数		国内企業 物価指数	
	調査産業計				調査産業計		常 用 雇 用 指 数	有 効 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	金 額	前年度比・ 前年同月比	横浜市		全 国	
	うち 所定内給与		うち所定外 労働時間		[前年度比・ 前年同月比]							[前年度比・ 前年同月比]			
金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	時間数	時間数	前年度比・ 前年同月比									
千円	%	千円	%	時間	時間	%	倍	倍	千円	%	%	%	%		
令和元年度	307.7	△ 0.9	281.7	△ 1.4	139.8	13.2	1.8	1.15	1.55	348.5	15.3	0.5	0.5	0.1	
2年度	299.2	△ 2.7	277.1	△ 1.6	134.6	10.6	△ 1.3	0.80	1.10	315.0	△ 9.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 1.4	
令和2年1月	299.4	△ 1.9	275.0	△ 1.3	131.2	11.7	0.1	1.07	1.51	324.1	3.3	0.3	0.7	1.5	
2月	303.2	△ 1.0	278.3	△ 0.6	134.8	12.3	△ 0.8	1.04	1.45	297.8	6.2	0.0	0.4	0.7	
3月	300.7	△ 2.3	276.2	△ 1.8	136.5	11.3	0.3	1.03	1.40	349.1	23.7	△ 0.1	0.4	△ 0.4	
4月	298.5	△ 4.1	275.6	△ 2.8	134.3	10.0	△ 0.4	1.02	1.30	391.8	23.7	△ 0.4	0.1	△ 2.5	
5月	293.2	△ 4.1	274.5	△ 2.1	120.2	8.2	△ 1.4	0.95	1.18	290.4	△ 7.2	0.1	0.1	△ 2.7	
6月	297.2	△ 4.6	277.9	△ 2.4	137.6	9.4	△ 1.6	0.86	1.12	341.7	6.6	△ 0.1	0.1	△ 1.6	
7月	302.8	△ 1.9	280.1	△ 0.9	141.9	10.6	△ 1.3	0.82	1.09	354.2	△ 1.1	0.2	0.3	△ 1.0	
8月	301.0	△ 3.1	278.4	△ 2.5	130.1	10.2	△ 1.3	0.78	1.05	315.6	△ 27.2	△ 0.1	0.2	△ 0.6	
9月	301.8	△ 1.6	279.8	△ 0.7	136.1	11.1	△ 1.2	0.77	1.04	295.8	△ 37.2	△ 0.3	0.0	△ 0.8	
10月	302.4	△ 2.6	278.5	△ 1.5	141.4	11.2	△ 1.5	0.76	1.04	296.8	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.4	△ 2.1	
11月	301.5	△ 3.2	277.8	△ 2.2	139.0	11.4	△ 0.5	0.75	1.05	299.8	2.4	△ 1.1	△ 0.9	△ 2.3	
12月	300.8	△ 3.6	277.4	△ 2.9	137.0	11.5	△ 0.8	0.75	1.05	332.0	△ 18.3	△ 1.4	△ 1.2	△ 2.0	
令和3年1月	296.0	△ 1.1	273.8	△ 0.5	129.1	10.8	△ 2.0	0.75	1.10	303.0	△ 6.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.5	
2月	295.5	△ 2.6	274.1	△ 1.6	130.5	11.0	△ 1.5	0.76	1.09	271.0	△ 9.0	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.6	
3月	299.9	△ 0.2	277.0	0.3	138.4	11.8	△ 2.0	0.74	1.10	287.6	△ 17.6	△ 0.2	△ 0.2	1.2	
4月	305.7	2.4	282.4	2.5	145.1	12.0	△ 1.5	0.76	1.09	392.1	0.1	△ 0.6	△ 0.4	3.8	
資料出所	県 政 策 局						神奈川 労働局		厚 生 労働省		総 務 省				日 本 銀 行

注 1 きまって支給する給与について

- ・「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値を基礎として算出しています。
- ・金額は、1人当たり1か月間の平均で、この数値を基礎として年度平均を算出しています。
- ・前年度比・前年同月比は平成27年=100とした指数を基礎として算出しています。

2 総実労働時間数について

- ・「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値を基礎として算出しています。
- ・時間数は、1人当たり1か月間の平均で、この数値を基礎として年度平均を算出しています。

3 労働力関係について

- ・常用雇用指数は、「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)で、平成27年=100とした指数を基礎として算出しています。
- ・有効求人倍率は、季節調整値です。

4 消費支出について

- ・金額は、1世帯当たり1か月間の平均です。
- また、2人以上の世帯のうち勤労者世帯(農林漁家世帯を含む。)の結果表の数値を基礎として算出しています。

5 物価について

- ・平成27年=100とした指数を基礎として算出しています。

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日